

第5回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 議事要旨

日 時：平成17年5月21日（土） 13：30～16：00

会 場：霞ヶ浦環境科学センター 多目的大ホール

議 事：

- (1) 開会
- (2) 第4回協議会の結果
- (3) 自然再生全体構想（素案）について
 - ・自然再生全体構想の構成について
 - ・自然再生目標（修正案）
 - ・事業内容（委員のアイデア）
 - ・役割分担（素案）
- (4) 今後の進め方
 - ・自然再生協議会全体スケジュール
 - ・第6回協議会の進め方（案）
- (5) 閉会

議事要旨：

1. 自然再生全体構想（素案）について

委員の変更について承認する。

自然再生全体構想の章立ては、資料2、2ページに示した4章構成とする。自然再生目標は、全体目標、個別目標を承認し、配慮事項は「自然と人との暮らしの共存」について修正ありの留保付きで、承認する。

自然再生目標の配慮事項「自然と人との暮らしの共存」は、堤脚水路の管理者を事務局で整理し、その結果を基に必要な応じ文言の修正を行う。

自然再生全体構想で記述する「自然再生事業の概要」は、自然再生目標の個別目標を充て、文言上の整理は事務局で行う。

公募委員の役割を、「行政と連携を図りつつ必要な作業を分担する」という文言に修正する。また、「基盤整備にも参画する」という文言に修正する。役割分担については、項目の追加と主に分担できる項目について、公募委員にアンケートを配布し、その結果を事務局がとりまとめる。

2. 今後の進め方

7/8（金）13時から、霞ヶ浦（西浦中岸）の湖岸環境に関する勉強会を開催する。勉強会終了後1時間程度、会長と公募委員（自由参加）の懇談会を開く。

次回第6回は、協議会の中で出された意見、役割分担のアンケート結果を取りまとめ、事務局が自然再生全体構想原案を提示し、これについての意見交換を行う。

以 上

第5回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 議事録

日時：平成 17 年 5 月 21 日

13：30～16：00

霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール

1. 開会

【霞ヶ浦河川事務所長】

本日は、第5回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区の自然再生協議会にご参加いただきまして、ありがとうございます。

当協議会も、昨年度末までに既に4回開催してまいりまして、これまでに自然再生の全体構想の作成に向けて、自然再生の目標、事業内容、役割分担等について、幅広く議論していただいたところです。本年度第1回目となりますが、引き続き当地区の自然再生全体構想の作成に向けて、事業の内容や役割分担等について議論を重ねて作成していきたいと考えております。今後、自然再生全体構想を踏まえた上で、自然再生事業実施計画を作成して行きたいと思っております。

また、当会場でございますが、茨城県環境科学センター、この4月に開館したところです。茨城県内の湖沼とか河川の水環境、大気環境などの環境保全に取り組んでいる施設ですが、環境学習の場でもあります。センターとの連携によって、霞ヶ浦の湖岸域における環境学習の場というものの活用も図りながら、地域に根差した自然再生事業を進めていきたいと考えております。

今日の議題ですが、前回に引き続き、自然再生の目標の修正案がありますので、これのご確認をいただきたいと考えております。また、具体の事業内容や、役割分担について、各委員の方々にアンケートをいただいております。アンケートについては事務局で取りまとめ整理してまいりました。今日は、これらをたたき台として、幅広く意見、議論いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【司会】

本日のスケジュールですが、全体で2時間半程度と考えております。それでは、議事に入りたいと思います。前田会長、よろしくお願いいたします。

【前田会長】

本日は前回の続きといたしまして、自然再生目標は今日で大体決めてしまいたいと思います。そして、事業内容と役割分担について議論頂いて、これも、次の会あたりに決めてしまって、よりみんなが智慧を集めるべき具体的な話に入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方、説明からお願いします。

【事務局】

私は、国土交通省霞ヶ浦河川事務所調査課長の平野です。今年の4月に前任の田中から引き継いでおります。「委員の変更について」という資料をごらんください。

委員の変更について資料説明

2. 第4回協議会の結果

資料-2 1 ページの説明

3. 自然再生全体構想（素案）について

(1) 自然再生全体構想の構成について

資料-2 2 ページの説明

(2) 自然再生目標（修正案）

資料-2 3 ページの説明

【前田会長】

今のところまででご質問等がございますか。よろしいでしょうか。

そうしますと、まず確認ですが、資料の2ページを見てください。ここで自然再生全体構想というものをつくっていかねばならないわけですが、その目次として、右側の四角、ここに4章立てになっていますが、この中身はまだ決めていませんが、この4章立てで行くということについてご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。特段のご意見があれば、お手をお挙げください。

これは、左側に書いてある第八条3項に照らし合わせているわけで、先ほど、事務局から田村・沖宿・戸崎地区というのを3地区といわれましたが、必ずしもその3地区と我々は認識していないということは前から考えているとおりです。書いている地区の一角であります。ポチでつないでいるということです。ということでご理解いただければ、それで結構かと思えます。

よろしければ、これはご了承いただいたということにさせていただきます。

で、これを具体的にどうするかという話で、まず、第2章ですが、再生目標と再生事業の概要ということを決めていくわけですが、3ページに自然再生の目標がございまして、これも前々回にまず素案が出、前回、ご議論いただいて修正を加えたものがここに出されています。左側の文言、これは前回ご了承いただいたと思います。そして、その中身の説明的な部分として、個別目標があって、大きな左側の四角、これを皆さんのご意見をいただいて、できれば、今日中に大体決めてしまいたいと思います。赤字の部分が前回の議論を踏まえて修正したところであるということで、これについて、ご意見等をいただきます。

【平井委員】

では、私の方から、思い出していただくためのきっかけをお話したいと思います。

個別目標の中の下、人と湖のつながりというところで、全体の目標の中にも里と湖の接点ということで、霞ヶ浦の場合は自然再生目標の場所に人の集落があるということを含めて、人と湖のつながりというのが特徴だと思います。前回の案では、ここが黒字になっています。霞ヶ浦環境科学センターを中心とした環境学習ということが非常に重く書かれていたので、前回の議論の中で、皆さんの中から、湖岸に住んでいる人々が和む場であるとか、里浜、前浜という言葉が幾つか出たと思いますが、環境学習だけでなく、それを含む、今日ここへ赤で書きました、人々が霞ヶ浦を身近に感じられる水辺を再生という言葉が、今回、事務局案として出てきたわけです。この中に触れてありませんが、和みとか癒しという概念も入っているとご理解いただければと思います。この辺、何かご議論があればお願いいたします。

【前田会長】

前回、大分議論しましたから、それを見ていただいて、文言の修正等も大体はしてあると思うんですけど、お気づきの点が、字がおかしいよとかいうことがあったら、後で直すということは含みとして、これでご了承いただけるならば、ここで拍手をいただいてとしたいんですが、まだ、ちょっと早いかなと思っているんです。あと、ご意見を二、三いただければ……。

【有吉委員】

今回は目標だけなんですけれども、あとの事業内容について、生産活動というのは農業が主体じゃないかと思うんですが、ここには農業に対する配慮が全然書いてないように見受けられますが、そういう配慮が必要ではないかという気がします。

【前田会長】

ちょっと待ってください。その農業に対する配慮というのは、目標に関することですか、それとも何かやっていく上でということでしょうか。

【有吉委員】

具体的にいうと、自然と人の暮らしの共存には、自然と人の暮らしには農業の方が大きな影響があるのではないかなという気がする。

【前田会長】

配慮事項に「自然再生と、住民の安全や漁業などの現状の活動との整合」と書いてある中に農業が入ってない、ということでしょうか。

【有吉委員】

はい。

【前田会長】

具体的に、農業に配慮するということは、例えばということをお話しいただけますか。ほかの方でも結構ですが。

恐らくここでは対象地域というものの中には、今回の場合には、湖面に一部かかる、それと堤防ということで、住民の安全というものは主に水害的なことを考えているのだと思います。そして漁業ということが入っているわけですが、確かにここに農業という字はありません。これについて、例えば農業利水に関係するということは恐らくないのですが、やはり入れておくべきだ。あるいは鳥獣害というようなこともあり得るから入れておくべきだ、というようなお考えもあるかと思いますが、いかがですか。

【山根委員】

今の有吉さんのご指摘の項目、自然と人の暮らしの共存という配慮事項の中に、漁業の後に「・農業」というふうに入れてしまった場合に、今回のこのケースには当たらないということが出てこないのであれば、入れておいてよろしいのではないかなと思います。

【前田会長】

私の考えは、農業を入れたことによって、農地的な部分にも触ろうとしているというような疑いを醸し出すことも、また避けなければならないことであり、判断しかねているところです。

【山根委員】

わかりました。どうしても必要性があるかという判断ですね。

【前田会長】

事務局側、何かありますか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

今回の自然再生対象区域の特色という一枚ペーパーが配ってありますが、この中に太い線と点線が入っております。確かに湖側の方は漁業とまさに関係するところ、それから、太い線のところについては、わかりやすく堤防と一部堤脚水路まで含んでいるところになっております。したがって、今回の対象区域には農地そのものは入っていないと理解して、農業は入れないでおいたということになります。ただ、堤脚水路につきましては、若干農業利用もされ、それから排水もあるということで、多少議論の対象になるかなと思っております。そういう整理で、農地については特段ここでは入れなかったということです。

【前田会長】

ということで、今までここには入っていないのですが、もし、入れても心配なければ、山根さんがいわれたように、入れるという考え方もあり得るのですが、入れたことによって、かえって問題を輻輳させるということになると、入れない方がいいということになる。ここが難しいところで、平井さん、うまいところ説明できますか。

【平井委員】

例えば観光とか釣りなんかでやっている人の仕事が自然再生事業とぶつかる場合にどういう配慮をするのかというのも、言い出すといろいろ出てくると思います。そこで、農業や漁業、ツーリズムとかとあわせて、住民の生業という言葉をよく使うんですが、もし、どうしてもいろんなものも含めてほしいというなら、ほかす形で……。あまり農業と書くと、農地の問題などが出てくるので、住民の安全や暮らし、生業ですね、等を配慮しながらやるという言葉も書けるかなと思います。

【前田会長】

そうなんです。おっしゃるとおりですが、そこに「漁業などの」と書いてあるので、これに並立すると、業を特定しなければならなくなる。だから、住民の暮らし、要するに、生業と、それから安全、これに配慮するという文言にするならば、全部含んでしまうんですが、そうしてしまうと、今度、漁業という言葉が、特段の言葉が消える可能性がある。ここが私の悩みどころなんです。

ここで、ちょっと具体的に、例えば特に堤脚水路がどうなっているかというのを、事務所、今、既につかんでいますか。まだ調査中ですか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

今、最終確認をして、図面に落としているところです。

【前田会長】

では、この堤脚水路が、ここの部分ではどういう管理でどういう形になっているか。全部が事務所管理になっていけば、話は簡単ですが、そうでない部分もある可能性がありますので、調べていただいて、この四角の中は、その結果を踏まえ、もう一度、やっぱり大きく配慮すべきであるか、そうでなければ、一般の人々という中に農業も含むという我々の解釈だということを書いて、これを通過させるか、どちらかにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【石川委員】

「住民の安全や漁業など」の「など」ですが、通常、農林水産業といいますが、「など」の中に生業の中の農業は入る、というような解釈もあると思います。

【前田会長】

おっしゃるとおりで、法律というか、お役所的にいうと、「など」の中に入るはずですが、非常に軽微なものであれば、この「など」の中に入れる。それで、特段に考えなければならぬところがあったということになると、例えば農業上の利水ばかりではないですが、管理上の問題が出てくるでしょうから、これに配慮するという文言を入れるということで、この四角の中を、そのところの修正ありということで、条件つきということで、本日は処理させていただいて、事務所の方のデータがまとまるのを待つ。そんな長い間ではないですよ。

【霞ヶ浦河川事務所長】

基礎調査は終わっていますので、あと、図面に落として精査する作業が残っているだけなので、そんなに時間はかからないと思います。

【前田会長】

この部分はそこで修正ということもあり得るという留保をつけまして、この3ページについて、ご承認いただけるでしょうか。

【清水委員】

土浦の清水です。結局、水質をきれいにする、自然再生ですから、自然のもととして、水が、水質があるわけです。それで、水質をきれいにすることも自然再生の一要素、大きな、基本的な要素として入ってくる。ところが問題は、霞ヶ浦に流入する水質、かなり汚い状態で入り込んでくるわけで、今、ここでうたっている要綱だけで自然再生を図ることは難しいのではないかと。

【前田会長】

水質につきましては、1ページの前回のところの(4)の1に記してあるように、霞ヶ浦全体で取り組む問題で、この事業特有の問題ではないということから、直接の目標とすることではなくて、常にこの問題に配慮する気持ちで取り組むという合意を得まして、したがって、3ページには、その四角の中の右肩のところ、全体にかかる配慮事項として、「きれいな水の再生」というものが入れてある。そういう形でここではまとめてあるというふうに解釈いただければと思います。

【清水委員】

わかりました。

【沼澤委員】

配慮事項の文言として、漁業などの「など」の中にいろんな生業が入っていると解釈して差し支えないと思いますが、先ほど唐澤所長が示されたカラーの地図を見ますと、堤脚水路とつながる形でたくさんの排水樋管、樋門があります。この樋管や樋門の位置は非常に重要になってきます。例えば植生を再生しようとか、砂浜を再生しようとかいったときに、樋門の位置を配慮しながらやる必要があるはずですよ。そうしないと、樋門の近くが埋まってしまったり、排水の用をなさないとということになります。そういう点を配慮しながら自然再生をやればよいということになると思います。

【前田会長】

これは書いてありませんが、逆にいうと当然で、既にあるものを動かすのではないから、今度は具体的に展開するときに配慮する事項になると解釈して、目標ではなく、仕事をやっていく上の配慮事項になるということで行きたいのですが、沼澤さん、いいですか。

【沼澤委員】

はい。

【西廣委員】

一言だけ、考え方を確認しておいた方がいいと思うので。

先ほどから農業という言葉を入れるかどうかということですが、所長のお話だと、図面が農地とぶつかるかどうか、物理的に重なるかどうかを重視されているようでしたが、必ずしもそれだけではないと思うので、ここで整合を図るといっているだけです。別にどちらを優先すると決めているわけではないと思います。漁業には一切影響しない事業をすとか、あるいはこの事業のためには漁業には目をつぶってもらおうとか、そういうことをいっているわけではなく、対話をしてコンセンサス、共通の理解をつくっていこうというのが整合だと思うので、そういう意味では、農業だって影響する可能性はあるわけです。鳥が集まってきて害があるとかもそうですが、何があるかわからない。それで、ここに影響がありそうな農業や漁業という主要なものを挙げておいて、何かあったら対話をしていこうという姿勢を確認しておくという意味で、やっぱり入っ
ていて全然不自然はないのではないかというのが私の意見です。

【前田会長】

ありがとうございます。実は、今の西廣さんのご意見も、ここの仕切り屋としてはペンディングの中に入れさせていただきます。これは条件を見た上で、もう一遍諮らせていただきます。時間の関係もあります といっはいけないのですが、とりあえず水の配慮はしたということで、3ページの形はご了承いただいたとさせていただきますが、拍手多数で承認としたいと思いますが、拍手はいただけるでしょうか。

(賛成者拍手多数)

ありがとうございました。後で整合性がとれなくなると困るので、また戻ることもあり得るのですが、一応理論の話としては、これは前へ進むということにさせていただきます。

これを受けて、つまり、3ページを受けてということで4ページに行くわけでしょうが、これについて、事務局側、説明をお願いします。

(3) 事業内容(委員のアイデア)

資料-2 4ページの説明

資料-2 7~10ページの説明

【前田会長】

4ページの図を見ていきますと、私も実はよくわからない。わからないというのは、つまり、事務局の説明にありましており、前のアンケートでいただいたキーワードを、3ページの図の上に無理無理どこかに分けて落としたという形。つまり、これは事務局が悪いのではなく、まだこれは整理されていないという意味です。

それで、私たちは事業内容として、この前までに、例えば具体的にどんなことをやるかということのイメージとして、ここに書かれたようなことを挙げたわけです。それを今度は整理して、具体的な事業内容にまとめ上げるのが次の仕事なわけです。まずは、これをどうまとめていくかという話ですが、事務局に伺いますが、3ページの絵の左側の四角が、この協議会の全体目標、

再生目標である。それに対して、その事業内容は、右側に3つ、四角く書いてある、これであるといってしまった場合に、それは通らないか、通るか。そういう可能性もあっていいかどうか。それを伺いたい。

【霞ヶ浦河川事務所長】

自然再生の目標と、具体の実施計画ですが、2ページのところで確認させていただきたいのですが、2ページで、自然再生全体構想をまずつくる。それから、それを受けて自然再生事業実施計画を作成するという段階を踏むことになっております。自然再生全体構想の中では、書き方として非常に幅があると理解しております。ですから、3ページの左側の全体目標を構想にして、右側の3つの丸を事業内容ということもできるのではないかと理解しております。

【前田会長】

ありがとうございました。なぜ、そういうことをいったかといいますと、この4ページは、具体的に何をやるかということで、非常に細かくなってくるわけです。そうすると、實際上、図面があって、仕事が動いて、その上で何をやるかということが決まっていないと、これをやるか、やらないか言っても、議論にならないところがあるわけです。目標も、一番初めの、やらなきゃならないことの第1章、第2章というものは、できるだけ総括的なもので、フワッとかけておく。後で目標に戻って議論するということはできないでしょう、事業が動き始めたら。したがって、細かいところはできるだけ後で議論しながら動かしていけるという形が望ましいと私個人は考えるわけです。

そうすると、今ここで、この細かいところを議論するのは結構なのですが、しかし、それを文言として全部まとめる努力は、もうちょっと後でいいのではないかと。後でというのは、全体の面がお互いに見えてからやってもいいのではないかなという気がして、そう申し上げたわけです。

それから、この中に書いてある赤字、青字。例えば植栽という字もあちこちにありますが、それぞれ少し意味が違うのだと思いますが、今、ここでそういう細かい話をしては始まらないと思いますので、これを見た上で、入れるべき概念として抜けていること、それから、こういうことは少しおかしいじゃないかというところ、あるいはこれとこれは矛盾するが、どう処理するかという問題点。そうしたものについてご指摘をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【植田委員】

4ページと、8ページとの関連の中で結論だけ申します。

キーワードとかコンセプトの中で抜けていることがあるということです。今、8条から来ている保全や再生というものに対して、次のステップとして、この4ページで上がってきているキーワードは、造成や再生、対応、制御、伝承という、これぐらいの用語しかないわけです、コンセプトは。確かに工事事務所が工事をやる延長の中では、こういう対策になると思うけれども、8ページ以降のことを全部見ていくと、これ以外の、例えば再構築や再現や回復、そういうコンセプトとキーワードはちゃんと入っているわけです。

そういうことの、今、すぐ、入っているからどうだとかいうことではなく、この手法は大きな枠で順応管理的にやるわけですから、第1ステップとしてこれでやって、それから次のステップとして進化していく、アダプタブルに対応していくというベースのもとに、こういう用語に限定したのか。要するに、造成、再生、対応、制御とかという形だけで限定していることは、それで処理できないことが全部、以降に含まれているのに対して、作為的だと。まず、それだけいっておきます。

【前田会長】

ちょっと待ってください。作為的是わかりました。作為的なところというか、造成とか制御とかいう言葉だけじゃないよとおっしゃったわけですよ。その次の、抜けているものを短くもう一遍お願いします。

【植田委員】

再構築や再現、再生と回復、そういうようなことはないわけです。再生と回復とは同じ用語なのかもしれないが、同じ用語だから整理されてそうになっているのかもしれないけれども、その辺のところはおのこの人間が使っている用語と、もともとからいうと、目標の保全と再生ということに対しての定義をしていかないから、そうなるのだし、今すぐ、そういうことはする必要はないけれども、そういうギャップをどこで救うかということをご提案しているわけです。

【前田会長】

ありがとうございます。つまり、具体的な出てきた言葉、ここで赤いのは、事務局がやるというよりは、皆さんから出てきた言葉を拾ったのですよね。そこに奇しくも造成という言葉がいっぱいあるけれども、とおっしゃいましたが、例えば再生という言葉は景観の再生とかあるわけですが、実は、再現とか回復とかという言葉が大きな字以外にはないというようなお話と承ります。確かに赤い字の中にはありませんが、これはただこうやっていくよという話ではありませんので、そういう理念というか、考え方を入れたような形にまとめるべきだ、というご意見と変えて承ってよろしいですか。

【事務局】

はい。

【前田会長】

したがって、今、植田さんのおっしゃったようなことは、皆さん、おわかりと思いますので、基本的な理念の中にどんどん……。トンカチトンカチやればよいという話ではないよ、というお話と承る。それから、アダプティブという話もありました。要するに、時間をかけて、変わっていくものは変わっていくということをどう受けとめるか、ということも含めて考えるということですね。

【植田委員】

そういうことです。

【前田会長】

ということですので、文言をまとめる際に頭の中に入れるべきこととして承っていきたく思います。ほかにいかがでしょうか。

【鈴木委員】

保全の中に含まれるかもしれませんが、工事をして、いろいろ植えていきますと、何年か後に遷移によって変化が大きいと思われる。それを完全に把握し、長い期間行くようなことも謳った方がいいかなと思います。

【前田会長】

要するに、サクセッションが起こるので、そういうところに対して、まずは調査、記録とがある。それから、その先はどうするか。つまり、2つの考え方があり、変わっていくのだから、変わっていくことを初めから踏まえて物事を考えていこうという考え方があるでしょう。それから、思ったことと違っていく可能性があるから、それは違っていかないように、いつも注意して止め

ておくようにしなければいけないという考え方もあるでしょう。

【鈴木委員】

それは、両方含まれていると思いますが、どうしてもだめになる場合は、そのとき、多少新しいことを入れて……

【前田会長】

ということを配慮事項として、例えば遷移、この場合は生態遷移に配慮する、配慮事項としてそういうものは入れておくべきだ、というお考えと承ってよろしいですか。

【鈴木委員】

はい。今の、例えば新しい植生湖岸というのが何カ所かできていますけれども、あれは、1年か2年のうちはすばらしい景観なのですが、3年後、4年、5年たってくると、遷移が進んで、もとの形をとどめないぐらいになるのですね。自然の環境というのは厳しかったり、そういったものもよく読みながら、ずっと後までケアできるような自然再生をやっていけたらいいと思います。

【前田会長】

ありがとうございました。つまり、非常に簡単にいえば、管理の上で時間軸を常に入れておくということですね。どこに持っていくかはわからない、そのケース・バイ・ケースだということです。これをどう入れるかもまた検討しますが、ほかにいかがでしょうか。

【有吉委員】

確認ですが、先ほど所長さんのいわれたことから考えると、ワンド、入り江の造成や、流れのある水路の整備、江間の造成ということは、堤外地というか、河川管理区域に限って行われるということでしょうか。

【前田会長】

いいんですね。ここに書いてあるのは、全部やるという意味ではないですよ。そういう話が出たということであり、これを全部やろうとっているわけではないということを確認ください。仮にこれをやったとしても、それは堤外地である。現在のハス田の中に江間を引き込もうとかそういう話ではない、ということをご確認ください。まず、それはよろしいですね。

【有吉委員】

はい。

【吉田委員】

人と湖のつながりのところで、文化の構築を入れていただければと思います。文化とは何かというと、魚釣りだったり、バードウォッチングだったり、水辺で楽しむことです。漁業文化の伝承というのがありますが、新しい文化の構築、水辺が新たに生まれ変わったりするわけですから、そこで作られればいいなと思いました。

【前田会長】

ありがとうございました。この漁業文化の伝承というのも、私としては、この中になじむのか、なじまないのかということで、ここで実際に漁業をやるわけではありませんし。しかし、少なくともここにあるとすれば、それを壊すことはないと思いますが、石川さんはご存じかどうか、ここで特有の、この地区の漁業文化というと、どういうことを考えられるでしょうか。

【石川委員】

漁業文化というと、要するに、漁業ですから生業ですよね。したがって、この地区では生業の

方もいますが、そういう方はかなり少なくなっている。ただ、吉田さんのいわれるのは、漁業というよりも魚と人が親しむということが重点かと思います。だから、それはそれなりでよろしいかと思います。

【前田会長】

ここに伝統的漁法のような特有のものがあるとか、そのようなことはあり得ますか。

石川委員

それはかなり難しいと思います。

【前田会長】

そのようなことがあった場合には、また別途考えなければならぬと思いますが、これと一応分けて、今、吉田さんのいわれた一種のニューカルチャー、そういうところへ向けた動きをしたい。そういうことを入れることになると、例えば上の四角でゆりかごの形成なんていうのがある。それと同じように、例えば人と湖のつながりの中で矢印的に、その結果的に出てくるのが、そういう文化の構築である、あるいは形成であるというようなニュアンスで受けとめてよろしいですか。そういうこともおもしろい、ある重要な見方だと思しますので、まとめるときに考えたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

【山根委員】

この自然再生全体構想と、実際に行われる計画と、委員のアイデアのレベルで、やるかやらないかは置いておき、いろいろな考えをこの表の中に入れてみようというものの、3つの関係を頭の中で整理する必要があるのかなと思います。

先ほど、この構想の中に抜けている点はないか、あるいはどうまとめるか、矛盾点もあるだろうというようなことで、意見をどうぞという投げかけがありましたが、まずはアイデアを話し合うときには、一人一人、それがどのくらい実現性があるかということをしきりと責任を持って調査なり何なりした、そういう発言までレベルに達している方もあるでしょうし、そうではない場合もあるかと思えます。そうすると、まずは、AのアイデアとBのアイデアの間に矛盾があらうと、全部出し切っていただいて、それを記録として一枚つくっておく。それがこれですね。

【前田会長】

はい。

【山根委員】

そうすると、その後、出たものの中で、これとこれは成り立たないとか、あるいはこのエリアではこれは無理だろう、ということが話されるだろうと思いますが、それは全体構想の中でも少しこの協議会で話し合う場面があるのでしょうか。それとも、みんなのアイデアが全部出切って、ある程度グループ分けして表の中に入ったあとは、計画にお任せということなのでしょうか。そうだとすると、協議会としては、その間に少し構想としてきちっと整理する場面をいただきたいと思いますが、どのような流れになっているのかを知りたいと思います。

【前田会長】

ここでは、まだ全体構想です。全体構想で、あれやる、これやるという細かい話はしなくてもいいと私は思います。つまり、全体構想の中でこれをやりますというと、後で引っ込みがつかない。これ、技術的に不可能だからできません、はできません。

ということで、ここではアイデアはアイデアとしていただきましたが、まだ抜けているものがありますか、というのを洗いざらい出すという意味です。それから、これをまとめるということ

は、承ったお話を記録しておりますので、それを煮詰めて、最後に事務局にもう一回まとめてもらい、次に出してもらおう。それを見て、やっぱりここまで細かい話ならば、とりあえずは全体構想の中にはやめておけばいいということになればやめ、具体の話を、全部計画の中に入れないうけないから、計画の方に回す。それで、非常にうまくまとまりそうだったら構想の中に入れる。そういうぬえ的な発想というずるいことを考えています。叱られるなら叱られてもやむを得ないのですが。

【平井委員】

今、山根委員が言われた7ページが、まさに皆さんのアイデアを全部羅列した表です。とりあえず事務局の方で整理した表です。それを、これでは議論がしにくいということで、今、見ていただいている4ページの中にばらばら整理した苦労の産物です。例えばもうちょっと議論をわかりやすくするために、7ページのアイデアの中で生物の多様性という中に12~13ありますね。それを4ページで整理すると、白で囲った、浅場の造成、砂地、ワンドのグループと、右側の植生、消波、流れ等のグループと、それから左下の植栽、外来種、ゴミという、3つぐらいに皆さんのアイデアがグルーピングできると。この段階では矛盾するものもあります。例えば浅場の造成と砂地の造成というのは似ているが、入り江をつくと砂地はつくりにくい等、なかなか矛盾するものもあるのですが、これを挙げた方々の気持ちをくみ取ると、生物多様性を保障するための生き物の「ゆりかごの形成」という言葉で、これはだれも反対する人はいないだろうと思うんです。

その手法として、浅場なのか、砂地なのか、ワンドなのかということは、もう少し専門的に具体的な実施計画の中で場所を選び、技術的な問題も検討しなければいけないのですが、ひとまず、この協議会では皆さんの意見の集約として、生物多様性を保全するためにゆりかご、産卵や保育の場を確保しよう。これは協議会の具体的な事業内容、目標として協議一致できるだろう。そういう議論を、今日、いろんな意見を出していただきながら、少しまとめる言葉を探り合ったらどうか。

今日は2つしか括弧は書いてないです。例えば右側に「エコトーンの造成」。この言葉遣いは問題があるかもしれませんが、要するに、生物の多様性と人々が目指している湖岸、いいなと思う湖岸景観の間の中でいろいろなことをやり、水と陸地の中の生物の多様性が保全されるエコトーン、ピオトープ、そういう場をつくらうということは合意されていると思います。

もう一ついうと、今度は左下の植栽、外来種、ゴミというのは、私の言葉でまとめるならば、生態系への人為攪乱の制限。外来種も人が持ち込んだものです。ゴミも、生態系へインパクトを与えるものですし、植栽や播種も、場合によっては生態系を攪乱する要因になるわけで、そういうものはなるべく制限しましょう。これは皆さんの合意のことだと思います。そのテクニック、具体的なものは、いろいろな意見、アイデアがあるでしょう。ですから、きょうの議論は、ここに漏れているいろいろなアイデアを出していただくと同時に、括弧で、今、まとめようとしている、何を皆さんが目指しているかという、その心、そういうのをある程度合意ができればいいという方向で、今日、進めさせていただければということです。

【前田会長】

ついでに矢印の候補を挙げてください。

【平井委員】

例えば人と湖のつながりの中に回遊路、見学者、漁業文化、さっきの新しい文化というのがあります。これは、皆さんの気持ちを察するに、一つは、環境学習のフィールドとして使おうとい

うのがありますね。もう一つは、文化とか遊びというのは、里浜の創成とでもいうか、これも皆さんやっぱり欲しい。具体的な里浜というのが欲しいというのは合っていると思います。

それから、右側の樹木の植栽、江間云々は、私はエコトーンの整備という言葉になるかなと思います。つまり、水辺と湖岸と接するところをエコトーンと呼んでいますから、そこをどう確保していくかが、この植栽や江間や消波施設等にかかわってきますから、多分、ここがエコトーンの整備という言葉で、エコトーンの造成は、西廣さんが詳しいですが、ビオトープの保全、修復みたいなどころではないですか。

【前田会長】

続きは西廣さん、お願いします。

【西廣委員】

先に教えてもらいたいのですが、ここでこの内容を議論するというのは、左下に第八条3項と書いてあるような内容を決めて、何か文章をつくらないと、この先のステップに進めないという法律になっているので、何かつくらなければいけないということですか。

最初に前田先生がおっしゃったように、こういう具体的なことは図面を囲んで議論し合って初めて、みんなが同じものをイメージしながら議論がかみ合ってくると思うのですが、今の段階だと、実現するかどうかもわからないし、違うものをイメージしているかもしれないという段階で、靴の上から足をかいているような感じがして、気持ちの悪い議論になりそうですが、法律で求めているのがどのくらい具体的なことなのか。

図面もできてない段階で本当に具体的なことを求めているとしたら、法律がおかしいと思います。実際に最終的に残す、目標とセットで記述して、どこに提出するのでしょうか。法律が求めている文章としてまとめるのは、もっと抽象的で、先ほど、平井先生がすばらしいセンスで、皆さんの気持ちを反映した言葉を提案してくださったのですが、そういう言葉だけを法律が求めている文章には入れて、ここで出ているアイデアは、聞いておいて、次のたたき台になる絵をつくる時に、事務局が参考にさせてもらう。

ただ、最終的にそれは環境省に提出するのですか、計画として提出するものに残ってしまっただけは、何でやらなかったということになるので、そこを分けた方がいいと思います。提出する抽象的な文章は、事務局に次回までにお任せするとか、平井先生のアイデアとか、役所に提出するのは、一旦、こういうことを踏まえ次回までの宿題にする。ここでは、たたき台になる図面をつくるために、自由にアイデアを出してもらう。そういうふうに議論を分けてもよいのですか。ここで出したものが法律の文書に載るかどうか、気になってしまうと思うのです。

【前田会長】

西廣さんがおっしゃることを私も懸念しているので、先ほどのようなアバウトなことをいわせていただきました。つまり、ここに書いてある細かいことは、皆さんの頭の中にあったものを拾い出して一応落としたというレベルで、この全部を事業内容として入れなければならないことはないと思います。したがって、事業内容はもう少し抽象論で、文言的に、何となく法律に近いようなものをつくり、それで、次におかけする。

それで、心は何と解くという、その解き方がいろいろだと困るから、その心はというのをみんなでも共有するために、ここでいろいろ出している。そういう発想、考え方でお願いできればと思います。

【西廣委員】

今は最大公約数的に出るものを出すという感じでいいですか。

【前田会長】

うみはともかくとして、出る智慧はみんな出してしまおう。

【西廣委員】

出るアイデアを出してしまうということですね。わかりました。

【前田会長】

須田先生、何かありませんか。

【須田委員】

確認していただきたいのですが、ここに書かれていることは、委員の皆さんがこの前のアンケートでお答えになったことです。これを行政の方でやるということではないですよ。

我々が今からやるのは、皆さんから出てきたいろいろな意見。中には反対のことを書いている人がいるのですよね。それはどうするのか。あるいは、幾ら何でもこれは我々が目指している自然再生のこととそぐわないのではないか、これは外そう、という意見が出てくればいいということですね。そこがピンぼけすると、議論がかみ合わなくなってくるわけです。前田会長がおっしゃるのは、最初から細かいことではなく、細かいことは実施に近づいてからで、今の段階では大きく押さえておけばいいという意見ですよ。

しかし、よく見ると、例えばゴミ対策と書いていますが、何をゴミというのか、そのところだけでも考え方が人によって違いますね。中には、水上バスを出せと書いている人もいます。ご自由ですからね。ただ、それが我々に課せられた仕事と沿っていくのか、そのところの議論をいただきたいということですよ。

【前田会長】

ありがとうございました。石川さん。

【石川委員】

先ほど、吉田さんから、人と湖のつながりの中に漁業文化の伝承というのを入れたらいいというお話があり、中には、吉田さんの発言は、恐らく遊漁者、漁業、魚をとる楽しみ……

【吉田委員】

漁業文化の伝承ではなくて、釣りとか……

【石川委員】

そうですね。そういうことを踏まえて、会長から話がありましたので、そのようにお答えしたのですが、7ページをよく見ますと人と湖のつながりというのがあり、そこに赤で「漁業文化の伝承」という言葉がありまして、上から3行目のところに、「いただいたアンケートから当該地区で具体的に実施する事業内容を赤字で示した」ということがありました。これでは、漁業の伝承文化というと、今まで行われていたのは帆引き網とか、大徳網とか、かぐらさんとか、張り網とか、せんかごとか、いろいろなものがあります。特にこの伝承的な文化ですが、これを継続となると大変だという意味で、人と湖のつながりの中にはそぐわないですよ、というふうにお答えしたつもりです。

【前田会長】

田村地区の方、石を積んで、中へ魚を隠しておいて、引っぱたいて、あと、石をどけて追い出す漁が何かありましたよね。

【有吉委員】

木をたくさん積んで、冬場、網でやって追い出す。

【前田会長】

あれ、何という漁でしたか。

【浜田文男委員】

オダ。

【前田会長】

オダという、あのばかばかしくでっかいやつを田村のあたりでやっていますよね。

【浜田文男委員】

今はやってないのではないかと。あるのは、あります。

【前田会長】

積んではありますか？

【浜田文男委員】

積んである。

【前田会長】

つまり、伝承といわれたときに、それがまだ続いているか続いてないか。

【浜田文男委員】

漁業ということを過大評価し過ぎてはどうかと思います。いわゆる業、産業としての漁業を余り過大に評価すべきではないのが現状ではないかと思います。実際、漁業者は大変少ないです。まして、専門者はこの辺ではまずほとんどいないのが実情ですし、漁業組合員はある程度はいますが、ほとんどやっていないというのが実情ですから、産業としての漁業というのはそれほど考えなくてもいいのではないかと思います。産業としてですが。

【小齊委員】

今おっしゃられたのは、現状を踏まえてのお話だと思います。ただ、この自然再生の場合は、地域の特色、昔からの特色、その変遷、それらを踏まえながら、あるいは昔、植生がどうだったかとか、その地先地先の状況がどうだったのか、そういう特色を踏まえながら自然再生に反映していこう、というようなお話が出ていると思います。

そういう意味で、湖の中でどういう漁業がやられていたのかも、人と湖のつながりの中の一部ではないかと思うので、漁業文化の伝承と書かれた方がいると思いますが、そういう意味で書かれたと思います。

【高橋委員】

「漁業文化の伝承」という言葉の使い方が悪かったかもしれませんが、結局、昔ながらの漁法。魚の習性だとか、湖の状態等を先人が考え、いろんな漁法を考えついてやってきたと思います。例えば網のない時代は竹を組んで魚を追い込むような施設をつくったりしているのですよね。そういうものを学習するためのものとしてつくったらどうか、というようなことですが、それでも。

【前田会長】

環境学習というと何か四角四面でおもしろくないが、ほかに言葉がないから、環境学習という言葉にしていますが、学習も子供だけではなく、生涯学習ですから、そういうふうによくとらえると、例えばこれは生業として成り立たなくても、伝承的なことをやってみるということも、この場を利用しながら事業を展開していくうちのひとつだ、そう解釈した上での漁業文化の伝承、こういうことでいいでしょうか。

【高橋委員】

はい。

【前田会長】

もっと極端にいうと、帆引きがいかにひっくり返りやすいかとか、それはつくってみればすぐわかるとか、そういうことも含め、ここでは大ざっぱにこれも環境学習の中に入れてしまう。もう少しいい言葉を、皆さん、発明してください。

【西廣委員】

学習とかという言葉がかたいので、この自然再生の場で遊びという言葉に恥ずかしがらずに使おうというのはどうでしょうか。昔は仕事だったことを、これからは遊びでやってもいいと思います。オダ漁も楽しそうだから、オダ漁を遊びでやれる場所をつくらうとか、そういうことが目標の中に入ってきてもいいですね。

【前田会長】

皆さんに了解いただければ、例えばここではそういうことを全部含めて遊びという、ここでそういう定義をすれば、ご了承いただければ、この遊びの非常に広い展開というのをいろいろ考えられると思います。

【小齊委員】

せっかく自然を再生するわけですから、単に景観を眺めるとか、そこでただぼんやりして憩いのときを過ごすとかだけでなく、再生した自然の中で魚と触れ合ったり、植物を観察したり、そういう遊び心があって、その中で人と自然との本当のつながりが生まれてくるのかなと思います。そういう意味で、魚とりでも何でも、遊びの中で皆さんに親んでもらえるような自然再生をできればと思います。

【前田会長】

つまり、事業の中にも入ってしまっているわけですね。

【小齊委員】

はい。

【水産振興課】

漁業というのは水面を利用したり、湖の生物をとって生活してきた、ある意味、湖と人との接点というか、その利用の形態の一つだと思うので、漁業という言葉は直接入れるのか、湖の恵みを利用したとか、そういう意味なのかと思います。

【前田会長】

ありがとうございました。実は、それも考えようですが、業ということは商売というか、食う話直結型でなければ業は考えられないわけですが、ここでいっているつながりというのは、どちらかというと業、なりわいではない方の、先ほどの遊び心の発揚というところが中心になってくるので、水産を振興しようという発想まではいかれないですね。そうすると、水産的あるいは漁業については配慮する。つまり、少なくとも妨害しないという意味です。そして、一般の人たちとしては、ここを広い意味での遊び場として活用する、そのような発想でこの話がまとめられる方がいいという気がするのですが、どうでしょうか。

【沼澤委員】

生業としての漁業の再生ということと、水辺に親しむという遊びの部分との整合性、兼ね合いですが、確かに田村の地先のところではオダ漁礁があって、私が最後に見たのは12~13年前だっ

たと思いますが、冬にオダ漁業をやっていました。それと、あの辺は張り網も張っており、一年のうちいつごろ張り網を張ればどんな魚が入るかということも漁師たちは把握していると思います。それから、田村の砂地のところは、多分、ワカサギがやってきて、冬場、産卵すると思うのですね。

というようなことで、かつては田村から沖宿にかけてかなり漁業が盛んなところで、漁場だったところなわけです。その辺を、かつてはどうだったかということも、漁師さんの聞き取りも含め、押さえておいた方がいい。ただ、それをそのまま自然再生で再現しようということは確かに無理だし、漁業そのものが生業として衰退している現状もあるので、かつての盛んな漁業を復活させるのは無理だろうと思いますが、単に遊びだけではなくて、かつては漁業もこのくらい盛んに行われていた場所である、ということも我々は押さえておく必要があると思います。

【事務局】

先ほど、西廣先生から、自然再生の全体構想を作成するに当たっての法定事項がどういったものか、というような質問がありましたが、全体構想で策定しますのは、地域の自然再生の全体的な方向性ということです。4ページで書いてますのは、皆様からいただいた重要なアイデアですが、方向性という意味では少し細かい部分もあるかと思います。

もう一つ、この次に役割分担を決めなければいけないわけですが、それをわかりやすくするために、4ページのような細かいアイデアが出てきている。それを取りまとめたものである、とご理解いただければと思います。

【西廣委員】

わかりました。では、ここはかなり抽象的でいいだろうということですね。

【事務局】

はい。

【司会】

補足で、事務局として取りまとめた心をもう少しつけ加えさせていただきたいと思います。2ページで、自然再生構想の目次立てをみますと、自然再生事業の概要を入りたいというように、事務局で説明しましたが、法律上、決めなければいけないのは自然再生の目標、それから協議会の役割分担です。

で、この次の議論として役割分担を議論をしていただくわけですが、何をやるのかわからないのに役割分担はなかなか議論しづらいと。今、議論していただいているような事業の内容みたいなものをイメージしないと、役割分担に行けないのではないかと。事務局は、その役割分担を構想の中でどこまで書くかということも手探りの状況なのですが、やる、やらないはこれからの議論ですけれども、少なくとも役割分担の議論をする前に、事業内容というのを具体的に幾つかイメージしないと、役割分担の議論ができないのではないかとということで、皆様方のアイデアを取りまとめたのが、事務局としての今日の資料です。

【西廣委員】

そうすると、気になるのは、役割分担をどこまで出さなければいけないか

【前田会長】

それは次にやります。今の事務局の説明を踏まえ、実はやらなければならないのは、対象となる区域はもう決まっている。第八条3項の1号はオーケー。次に、自然再生の目標、これは第2号ですが、そのところは3ページの左側、もうこれは決まりました。

それと、2ページの第2章の自然再生事業の概要。概要というのは、結局の話、中で何をやるかのアバウトなことだから、ここでは、3ページの個別目標に当たるものを、この概要で当てることにして不都合でなければ、文言上の話はそのように整理してもらうように事務局にお願いしたい。事務局、困りますか。

【事務局】

いえ、それで結構だと思います。

【前田会長】

ということならば、この文言上の話や手続上の話は、今、申したようなことで処理して、次に全部まとめたものを出してもらうことで、先へ進むことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、ご了承していただいたとしまして、事業内容の細かいことは、先ほど事務局からいわれたように、一体何をやるか、役割分担はどのみち書かなければならない。それをどの程度書くかというのは、逆にいうと、こちらの態度一つになるので、4ページと、皆さんの話を全部、事務局がまとめたのが、これもたたき台というか、アイデアが11ページにあります。細かい表を見ていただいて、資料として4ページの右側と11ページの下 上も含んでいいのですが、上はまた後からかけますが、これを踏まえ、ご意見をいただくということで、休憩に入りたい。それから4ページの今の議論を踏まえ11ページ、つまり、役割分担をどうやっていくかという議論に入りたい。ここでトイレ休憩とします。

(休 憩)

【司会】

それでは、再開します。

前田座長

ここで事務局、資料にある平井先生の勉強会を説明してください。

霞ヶ浦（西浦中岸）の湖岸環境に関わる勉強会の説明

【前田会長】

この再生事業の対象区域の地べたに係る勉強をしたいということです。しかも、これは、このメンバーに限定するものでなく、興味をお持ちの方はほかの方でもご参加くださいという形でやる。そのことにより、協議会自体がその内容にとられるものでないことも、逆に担保される。つまり、分科会ですと、そこで協議したものをそのまま協議の内容にしなければならなくなるわけですが、ここではもっとフリーな立場で話を聞き質疑応答をするという形にしたいという提案です。したがって、ご都合のつく方はおいでくださいという形にしたい。

なお、15時までとなっておりますが、この後、1時間程度、時間をとっていただき、実は、今日も皆さんにおいでいただいて、ご発言いただいておりますが、中にはまだご発言いただけない方もいるわけで、また、ルールに則ってやるということに、余り四角四面でついていけないという方もいらっしゃるかもしれません。そこで、まず第1回として、この後、1時間程度、この事業全体に係る、ざっくばらんな話を、ご意見とか感想もいただいて、それを事務局の方でまとめてい

ただき、アンケートをいただいたと同じような形で、この会に資料として提出する形で処理していけば、本会としての趣旨に矛盾せず、必ずしもここで言いにくいことも、ご意見としていただけるかなという考えです。

という考え方で、ご都合がつく方は、このときにおいでいただいて、あるいはメール、手紙を事務局に届けても結構ですが、何に関するかと限定しない、もう少し大ざっぱな部分でも結構ですし、個別の細かいことでも結構ですので、そういう話題の一つの懇談会ということをやりたいと考えているわけです。

もし、ご参加がなければ、それでやめてしまえばいいので、ご都合がつく方はおいでください、ということでやりたいと思いますが、事務局、構いませんか。

【事務局】

はい、結構でございます。

【前田会長】

では、そのような手順で皆さんには改めてご案内をということで、本日はこれで決定ではないので、先へ進ませていただきます。

【西廣委員】

参加しづらい方が多いのではないかと。夜か、土・日にやった方が。どうでしょうか。

【前田会長】

場合によっては次回。ここは8時までやっていますから。本当は、会議場は何時に締めるのですか、幾浦さん。

【浜田文男委員】

日にちは変えられないですか、土曜か日曜日に。

【平井委員】

金曜日は授業がない日で、確保しているので、申しわけないですが。第1回目はおまえがやれと指名されましたので、私の都合でいうと、どうしてもここか、あと、月曜日の昼過ぎしかとれない。また、会場が土・日はいつも満杯だそうで、平日しかとりづらいということもあって、ここに設定させていただいています。

【前田会長】

要望があれば、夕方やれば、おいでいただけるという方があれば、事務局の方にご連絡いただければ、分派会ではないが、夕涼みの方というのをやろうと思えばできないこともない。

【西廣委員】

私が参加している自然再生の検討会は、毎回、夜6時か7時に始まるというのがあります。

【前田会長】

ここはそうはいきません。場所が場所ですから。皆さんの足が広域にわたりますので。

【水産振興課】

ビデオを撮っておいてもらうということはどうですか。

【前田会長】

ビデオは撮れると思います。ビデオを受け持つとすればセンター側なんですけれども、可能でしょうか、センター。

【霞ヶ浦環境科学センター】

簡単なビデオは可能ですが、先生のご理解を得ないと……。

【平井委員】

資料はパワーポイントでお渡しできると思いますが、2回目からは、西廣さん、夜の会で6時ぐらいからやれるなら…。私、3時間かかるので、土曜日の夜とかになると大変で。

【西廣委員】

失礼しました。

【前田会長】

諸般の事情で、都合がつかない方もいらっしゃると思いますが、とりあえず、第1回をここでやらせていただく。あと、また引き続きということで。それから、資料はまとめて配ることは可能ですね、平井先生。例えばそのときのパワーポイントを白黒でとか、それまではいいですね。

【平井委員】

はい。

【前田会長】

ビデオとなると肖像権の問題も出てきますが、これはまた検討する。では、そういうことでとりあえずやらせていただきます。具体化していくにつれて、いろいろな問題が出てくると思いますので、できるだけ数多くやっていくことにしたいと思っていいですか、事務局。

【事務局】

はい、了解です。

【前田会長】

では、そういうことにさせていただきます。

今、話があったことは、ここで（ホワイトボードに）書いてくれましたが、つまりこれは、今まで皆さんが出されたご意見をまとめたものですから、これは記録に基づいて、もう少し整理してもらい、次の会にまとめを出してもらうとことで処理してよろしいですか。事務局、間に合わないですか。

【事務局】

大丈夫です。

【前田会長】

では、そういうことにして、これを具体的に詰めるには、次の役割分担と密接にかかわるだろうということで、そういうことを申し上げているわけですが、役割分担の表は11ページ、ここに非常に細かいものが出ていますが、まず案と書いてある上の方に文言がありますが、これについて、事務局、簡単に説明をお願いします。

（４）役割分担（素案）

資料-2 5ページ,11ページの説明

【前田会長】

では、役割分担ですが、まず5ページの上の方だけ先に片づけましょう。専門家、公募委員、行政とそれぞれありますが、こんな文言でいいのかどうか。行政、市町村、県にも関係していますので、これでいいのかどうかご意見を賜ります。

公募委員というのも、一番後ろで、国交省、県、市町村と密接な連携を図るというのは変な話で、多分、立場から連携を図りつつ分担するという話ですね。国交省、水資源は、これでいいの

でしょうね。茨城県及び土浦市・かすみがうら市というのはいかがでしょうか。差し障りはありませんか、ないですか。

それを見ておいていただいて、一般的なところですね。公募委員というのが、団体は団体として何の役割を担う、個人は個人として何の役割を担うということですが、それを総括的に書いたときに、このような上から2番目の丸でよろしいか。その内容というのは、主にどこに出てくるかということ、立案・協議に参画し、その後、いきなり清掃と来るのも……。

実は、事務局に伺うのですが、實際上、この文言だけで行くと、実施というのは何だとなるのですよね。基盤整備を分担しということと、事業の立案・実施と事業区域の維持管理ということ、これは、専門家は入っている。「協議に参画し」が公募委員で、できたところの利用保全の作業は公募委員が分担することになっているのだけれども、もしかすると、公募委員自体に、基盤整備ではないけれども、整備事業の分担もあり得るのじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

【事務局】

おっしゃるとおりでございます、基盤整備のイメージが、例えば砂をうち(国)の方で盛ったりして、それを公募委員の方たちがスコップを持って、地形を若干変えてみるだとか、植栽するとかが当然出てくると思います。この文言からは読み取れないということで、訂正、修正したいと思います。

【前田会長】

そういう気持ちを入れるように修正すると。

【事務局】

はい。

【前田会長】

では、それは了解として、あと、いかがでしょうか。伊藤さん、どうですか。

【伊藤委員】

利用の部分が環境学習ということで、これが、先ほど来、基本なので、これ以外に何かあればと思っていたのですが、今日は私は個人の立場で来ていますが、市民協会の方の立場でもありますので、協会として協力、参加するということであれば、環境学習あたりがメインになるのかと思います。

それから、施工の部分で、これまでの県の水辺ふれあい事業ですか、ああいう形で参加したりもありますので、そういう施工の大部分というよりも、少し学習的なといいますか、市民もかわることで、そこに愛情を持っていくというか、そういう関わりとして取り組めるかなと思います。

【前田会長】

つくるところから手を貸していくことにより愛着も生まれてくるので、そういう形にする方向で、文言を工夫してください。

具体的な話とすると、施工というところ、「改良を含む自然再生事業の実施(改良には『施工』を含む)」。施工には改良を含むというならまだわかるが、これはそういう意味かな。施工というのは、もっと広いんだよという意味でいいですか。例えば消波工をつくるとか土盛りするとかだけが施工じゃないよ、という解釈でいいですか。

【事務局】

はい、結構でございます。につきましては、確かにおっしゃるとおり、逆でございます、

施工には改良を含むということでございます。

【前田会長】

何がしかの現状変更を伴うようなものは全部、施工に入れる。

【事務局】

ここで言っている改良は、例えば壊れた場合に復元するとか、そういったことです。下に点線で上の方に戻ってきている矢印がありますけれども、維持管理等を行っていく上で、やはり自然災害等で被災する場合がありますので、そういった時にはもう一度施工に戻ってくるという矢印です。そういう意味での改良です。

【前田会長】

改良や回復など、いろいろあるじゃないですか。改良というのは、今、何か悪いから、別のものにしようというわけでしょう。

【事務局】

言葉としては、回復ということがふさわしいかと思います。

【前田会長】

だから、これはいろいろ含むという意味ですよ。

【事務局】

はい、そうです。

【前田会長】

終わりということではないよといたいんですね。施工というのは、結構続く。言ってみれば、ぐるぐる回りながら半永久的に続く仕事だよ、といたいわけ。

【事務局】

はい、そういうことです。

【前田会長】

ということで、理解していただいて、文言は後で考えてもらいます。

で、それを受けて、主に団体・個人等が受け持つのが下のA、B、C、Dになるのかという感じですが、これは今までご意見をいただいたものを並べているわけですね。

【事務局】

はい。

【前田会長】

ということですが、これについて付け加え、あるいは削除等、あるいは足りない丸というものも含めて、ご意見等ありますか。

これは切り方が難しい。どこまでつくったことで、その上、国交省的な頭で行くと、要するに、土建屋さんのやったので、これが施工だということになるかもしれないけれど、この再生事業では、それが施工に留まらないということがあるので、どこが環境管理なのか、どこまでがつくことで、つくった後の維持なのか、このあたりが非常に難しいことなのです。逆にいうと、だから、あえてわからないようにしてしまうという手もあるかもしれません。とりあえず、このように切っている。

例えばこの定期パトロールは、公募委員の方でやるということを出てきているという意味ですね。もちろん、事務局が定期パトロールする範囲の中に入るのだろうけれども。

【事務局】

この赤書きは、アンケートの回答を反映しておりますので、委員の方から回答のあったものです。

【前田会長】

もう一つ伺っておきますと、例えばインターネットでの情報発信があります。それは、個別のHPでおやりになるのはご自由ですが、協議会としてホームページを仮に持つとすれば、事務所で面倒見ていただくしかないのかなということになるのですが、そういうことは可能ですか。

【事務局】

現時点では考えておりません。

【前田会長】

(考えておりました) す？

【事務局】

おりませんが……。

【霞ヶ浦河川事務所長】

ホームページの場合はいろんなタイプがあると思いますが、今、事務所のホームページもありますので、その中に入れるとか、自然再生事業としての単独のホームページを立ち上げるとなると、非常に大変になるというもある。それは、皆さんでご議論いただいて、どのような形がいいか。それで、できるかできないかということで皆さんと議論していければというふうに思っております。

【前田会長】

何でこんなつまらないことを言ったかということ、後々、この手のものは非常につらくなるので、可能ならばこの手のものは事務所のホームページの中の部分に入れるというならば、事務局がそれを了解してくだされば、その中で処理する。自前でずっとこれを持っていくということろまでは、当面、そこまでの力はないという判断。ただ、可能ならば、事務局にご協力いただいてやっていく。そういうことも含めて、いいなら、それで発信ということを含む。そういうご了解をいただければということですね。いかがでしょうか。

これと関連しますから、11ページの表も見てくださって結構です。

【西廣委員】

広報活動の中にある市民レポーターの登録というのは、どういうものなんでしょうか。単純に意味を教えてほしいのですが。

【前田会長】

これも、協議会としてある制度をつくって、市民レポーターというのをつくってというのは、別になるかどうか知りません。あるレポートをする人たちを協議会として持って、例えばインターネット発信していくような係をつくるという、皆さんがそうおっしゃるならば、それでよい。場合によっては、その上の方で、いわゆる環境学習については、県のセンターとの連携といいますが、密接な関係を持つ予定を書いておりますので、この市民レポーターは、野外活動その他を行うためのセンターの何でしたか。センターの助っ人は何というんですか。

【霞ヶ浦環境科学センター】

サポーターです。ボランティア的なものはパートナーです。

【前田会長】

サポーターは仕事をするんですか。

【霞ヶ浦環境科学センター】

事業に積極的に参加をする。

【前田会長】

事業に積極的に参加をするのがサポーター。事業のある部分を分担していただくのがパートナー。

そうすると、こういう手もあるかという意味で申し上げますと、例えばここを環境学習の場として利用するとなると、センターとしてもしかなるべきプログラムをつくったり、いろいろご協力いただいたりしながらやるでしょう。そうすると、そこに、今いわれたパートナーを配置する、登録してお願いすることになるでしょう。そういう部分をこの協議会の精神を呈してということになりますか、利用ということに限るならば、そのパートナーをもって登録というところ、ここが兼ねるといえることをお願いすることができるかどうか、ということの検討になるわけです。

つまり、協議会としてこれをやるのかどうかということです。あるいは市民協会なら市民協会です。いろいろおやりになるでしょう。この協議会としては、そういう活動を市民協会なら市民協会にお願いするというふうに分担を決められれば、そちらでやっていただくことになる。もちろん、相手がオーケーしなければだめですが。そういう仕組みであって、逆にいうと、協議会自体としては、あるレポーターというものを定めるということにはならないですね。

【浜田文男委員】

今、お話し赤字は、アンケートに出てきていることですから、書いた方に説明していただければいいのではないですか。

【前田会長】

それがいいのですが、書いた方を責めちゃいけないので、もし、よろしければ、書いた方、いっていただくとありがたいのですが。今日、いらしてないかもしれないですが。

したがって、ここに書いてあることを全部やるかどうかということも含むわけですが、ここも実は、洗いざらいという面がありまして、出していただいて、これを煮詰めて整理していくという形でいかざるを得ない。その手のものが、実は、上の方に、11ページに並べてあるわけですが、最終的には計画としては誰が何をやると決めなければいけない。その、だれが何をやると決めるときに、計画立案・協議とかというのはいいですが、ゴミ運搬とゴミ処分、ゴミ拾い、これをみんな別々にやるのかどうかとか、ゴミ拾いする人は植栽はしないのかとか、草取りはしないのかとか、こういう話にもならないだろうと思うのです。

で、ちょっと考えて頂ければありがたいと思うのは、その上の方に、計画、施工、維持管理と書いてあります。その下に、環境管理、環境モニタリング、環境学習、広報活動。団体では、その中の細かいものとして、例えば下の細かいところがあるよ、と考えていただいた場合に、どれに参加していただけるかということをもとめて役割分担を決めていく。要するに、文言としてまとまるようなものにしていくということはどうでしょうか、という提案です。

つまり、このうちの細かい一つ一つに全部、マルをつけたり、バツをつけたりするというのもきつい話なので、維持管理ですと、4つですか。皆さんからこれが欠けているよというのがあれば、5つ目とかあるわけですが、それをやって、そのうち、参加できる、できないということで整理していくということで資料をつくっていく。これで、事務局、間に合いますね。

【事務局】

はい、大丈夫です。

【植田委員】

11ページと5ページの役割分担について、再度、確認しておきたいのですが、公募委員の役割分担のところ、前半でとにかく分担して、国土交通省、県などと連携を図る。現在、そうなっていますね。で、僕の判断では、「必要な作業を分担する」ところで、後の国土交通省などと連携を図るなどということは、要らないことと判断するのですが、5ページにも書いてあり、これにも書いてあるし、表を読むと、なるほど、これは非常に重みを持っている位置付けになるわけですね。その辺のいきさつを簡単に説明してほしい。

どういうことかということ、我々個人参加の人間は、リストにあるように、約30名いるのですよね。それで、ここの項目は、30個掲げてあって、とりあえずやろうとするのが10何個ある。その10何個について30名とすると、とりあえず2～3人がとにかく1つずつやるわけですね。そういう人間がこういう交渉なり連絡を3つのところに一々、やるのはやりますよ。だけど、そういう取り決めをしっかりとしてくれないと、どこからどこで肩がわりして協力するということも適当なところで判断させて、この表があるから、これで押しつけてやろうというのは、ちょっと論理がおかしいと思います。その辺のところをまず一点、「分担する」で切ったらいけないのか。この後半の用語は要らない。

要らないというのは、今まで提示されている意見と、これをやらなければならないことはわかっているわけですから、そういう行程の目標と、こういう戦略、戦術から考えて、それはおかしいじゃないか。わかるように説明してもらいたいということです。要るといふならば、どういう具合に……。さっき、会長は諮れば何かにかかわるといいましたけれども、そこをはっきりした中で、どういう提案のもとで我々が受けることをやっているのか、ということを確認に進めてほしい。

【前田会長】

まず、第1点、それだけ片づけましょう。これは、要するに、個人が思いついたから、勝手にばらばらにやられては困るから、その元締め、調整役は行政だから、行政と連絡しながらやろうという意味だ。だから、この文章でいくと、連携を図るのが目的になってしまうから、これはおかしいと。

【植田委員】

連絡のところ、そういういきさつを書いてあるんですよ。

【前田会長】

連携しつつ、といえはいんだという解釈なんです。したがって、「分担する」で文章は終わるはずだということで、書いてあることが間違いというか、要するに、精神的な間違いではなくて、誤植的なものだと解釈するのですが、どうですか。

【植田委員】

何か作為的なことがあるのですか。

【霞ヶ浦河川事務所長】

11ページ一番左の計画立案、協議から、一番右側のインターネットでの情報発信まで、書いてあるのですが、一番右側のインターネットの情報発信にしても、協議会、例えば個人で行うのか、それとも私どもと一緒にやるのか、いろいろなタイプが出てくると思います。それから、環境学習プログラムの企画・実施についても、やはり行政といろいろなタイアップしながらやっていたらいいんじゃないかという意味で書いたのだから、この中の幾つかを押しつけるとか、そのよ

うな気持ちは毛頭ありません。

それから、例えばゴミに関するところがありまして、ゴミ拾い、ゴミ運搬、ゴミ処分とありますが、例えば処分になってくると、ある程度行政がお手伝いした方がやりやすいということで、連携をとりつつ 連携といっても、日程の調整とかそういうことですが 行う必要があるかなということで書かせてもらいました。

【植田委員】

僕が提案したいことは、ここに来ている人は、みんな、一生懸命やろうとしているわけですから、難しいことをいっばいつけずに、単純明快な目標のもとで進むようにやっていただいたら有難い。先ほど、前田先生がおっしゃっている、そういうコンセプトが大事なんです。そういう意味です。

【前田会長】

それは、気持ちはわかっています。事務局もわかっていると思うので、これは決してやれといっているわけではないと。ここは上がってきたものをやっているのですが、まとめとしては、結局、役割分担というのはどこまで書かなきゃならないのかということについて、事務局、紹介してください。

【事務局】

法定事項といたしましては、委員の名前と役割分担を示すということになっておりますけれども、役割分担の細かいところまでの定義はありません。先ほど、前田先生がおっしゃったように、計画、施工、維持管理を、という仕切りでもよろしいのかもしれませんが。

【前田会長】

この3つの仕切りだと、全員が全部丸をつけることになるのではないですか。

【事務局】

失礼しました。維持管理の下の、もう一段下がった、環境管理、環境モニタリング、環境学習、広報活動というところまででもよろしいかと。

【前田会長】

書いてあるのは、主に分担することでもいいですか。逆にいうと、分担するということで丸をつけなかったら、そっちはやってはいけないということではないのですね。

【事務局】

はい、それはそう解釈しております。

【前田会長】

つまり、維持管理の下にここでは4つありますが、その4つに全部丸をつけるという人だって、団体だってあっていいわけだけれども、仮にモニタリングだけ抜けていたけれども、その事業をやるということになったら、丸がついてないから、おまえは参加させないよなんて話はないわけでしょう？

【事務局】

はい、それはございません。

【前田会長】

だから、主にできることの表をつくれればいいわけですね

【事務局】

はい。

【前田会長】

で、これをまとめるためには、どこまでお願いすればよろしいのですか。事務局案を教えてほしいのですが。その役割分担ということをも文化したものをつくるためには、事務局がある資料を集めて、皆様のご意向をまとめなければいけない。皆様のご意向をまとめるには、どういう資料があればいいのか、最低限のところをお願いします。

【事務局】

縦軸の構成委員の部分につきましては、こういった並びが必要になってくると思います。専門家、公募委員、行政といった区分けですね。それから、横軸の役割分担につきましては、先ほど来、議論が出ていますけれども、計画、施工、維持管理としまして、環境管理、環境モニタリング、環境学習、広報活動。それから、そのほかに、この会議の中で追加等がございましたら追加しますし、もし、この後、こういった表をまたアンケート形式とかでお配りしまして、今回、出席されていない委員の方もいらっしゃいますので、役割分担の部分をもう少しふやすことができるようなアンケートを実施して、それを次回、もう一度、事務局から提示するということではいかがでしょうか。

【前田会長】

次回までにはアンケートは回収されていて、そして、そのまとめが次回、資料として出る。そういう段取りでよろしいですか。

【事務局】

はい。

【前田会長】

という、今度、逆に、公募委員は、団体は団体、個人は個人として、それぞれこの表をもとでいいのですか。新たに送るのですね。

【事務局】

はい、この右の広報活動の右側の部分をもう少し空白を設けまして、追加するご意見等がございましたら、そこに書いていただく。

【前田会長】

その他というのも書けるようにして送る。

【事務局】

はい。

【前田会長】

皆さんにお送りするので、それはいついつまでに事務局にお届け下さいというのを出すから、それを守って下さい。それを事務局が集計して、まとめて表にして、次回、提出する。それをもとにして、次回、この役割分担というところを論議して大体決める、そういう段取りを予定していいですか。

【事務局】

はい、次回の協議会が7月23日を予定しておりますので、それまでにアンケートを行って、回収し、取りまとめて、ご提示したいと思っております。

【前田会長】

そういうことで行くということで、この役割分担については、本日のところは、事務的にはそのようなところでよろしいですか。

【事務局】

はい。

【平井委員】

一つ提案ですが、今まで専門家、公募、行政という三すくみで、行政は全部一緒くたになっていますが、この4月に霞ヶ浦の科学センターができて、このセンターの役割はこの協議会の中でもかなり大きいと思います。ここでは、公募、専門家、行政となっていますが、文章の中にも、茨城県で一まとめではなくて、霞ヶ浦環境センターというのができたので、センターはこれこれをする。恐らく維持管理の中の環境学習というところに一番コミットしてくるところだと思うのですが、そういう一文をぜひ加えたらいかがか。この会長である先生がセンター長も兼ねていらっしゃるの、そのところは難しいかもしれませんが、今日から委員として副センター長も出ておられるので、ほかの自然再生協議会と違って、ここでは霞ヶ浦環境科学センターがあるのだということをアピールする意味でも、文章は県とは別に書き加えたらどうかというのの一つです。

それから、アンケート用紙の縦軸はこのままとおっしゃいましたけれども、茨城県の中でも、今日だけでもいろんな課の方が出てきておられるので、やっぱり何々課はこういうところにコミットできるとか、こういうところが関わるというのを、少し縦も、出ておられる課ごとに表をつくられた方が、全部県は丸、丸とつけられるよりも、より実際的な役割分担ができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

【前田会長】

というご意見ですが、県の方へ伺ってもいいのですが、私のニュアンスでいわせていただくと、ケース・バイ・ケースで調整の上、皆さん、いらっしゃるの、そこで、こういうところはどかが分担するかということは、それぞれ分担される。したがって、何々課は何をやるというのは業務内容の話になりますので、そこまで行かなくてもいいのかな。県はこういうことを全体として役割を持つんだよ。センターも、センター自体として企画するということまで、密接な関係は持つわけですが、それができて、そこをやるという業務内容にはなっておりませんので、今のところ。将来なるかどうか知りませんが、それはそのときにまたご相談をお願いすることで、今は、茨城県という中に広く全部含まれるという解釈をとっていただければありがたいと思うのです。実は、かすみがうら市と土浦市もそれぞれ分担するという意味ではなくて、これは市が両方にまたがっているから、こういうふうに書いてあるということで、立場からというのは、何か書かなきゃいけないから、こう書いてあるんだと。もし、それぞれの方からご異議が出れば、ですけれども、この部分については、当事者の方にお任せできればという考え方なのです。

【平井委員】

期待を込めての発言です。

【前田会長】

与えられた時間が4時までということで、もう終わりの時間になったのですけれども、この際ということはありませんでしょうか。

【浜田文男委員】

事務局に考えを伺いたいのですが、この自然再生協議会は、構想の策定まで、計画の策定までなのですが、今、問題になっておりました維持管理について、この文言のことは別にして、将来的に何か組織をつくって、あるいは官民共同の組織のようなものをつくってやっていくのか、そ

ういう計画、構想はあるのかということ伺いたい。

【霞ヶ浦河川事務所長】

ここで自然再生のいろいろ事業を行ってできた後の維持管理などをどのように円滑に進めていくか、というための組織を何か作ろうという具体の構想は、今、持ち合わせていません。逆に、この協議会の中で皆さんに議論していただきたいところでもあります。

【浜田文男委員】

そうしますと、ここに謳われていることを、その都度やっていくことになるのでしょうか。要するに、河川事務所と一々協議しながら、その都度やっていくのか。具体的なことについてなのですが。

【霞ヶ浦河川事務所長】

この後に自然再生事業実施計画というのをつくらなければいけない。その自然再生実施計画というのは、実施者がつくることになっておりますが、その中に維持管理のことも含めてつくっていく。それで、協議会の所掌事務の中に、自然再生地における維持管理及び改良を含む自然再生事業の実施に係る連絡調整を行う、ということになっていきますので、自然再生事業実施計画書をそれぞれ実施者がつくった後の連絡調整もこの協議会の中で行っていくということになるので、協議会がずっと続くというふうに理解しております。

【浜田文男委員】

協議会がずっと続くというわけですね。わかりました。

【前田会長】

というわけで、エンドレスですが、次回の説明をもう一遍お願いします。

4．今後の進め方

資料-2、6 ページの説明

(自然再生協議会全体スケジュール、第6回協議会の進め方(案))

【前田会長】

ありがとうございます。というわけで与えられた時間が過ぎました。この続きは次回ということで、次回に締める。今の部分まで大体形をつけたいと思いますので、それまでにご検討をお願いします。会の方はここで閉じまして、事務局、マイクをお返しします。

5．閉会

【司会】 前田先生、ありがとうございました。

確認でございますが、次回の7月23日の前に、7月8日、平井先生の勉強会。その勉強会が終わった後に、懇談会を実施したいと考えております。今日のご案内の中には懇談会の話がまだありませんので、改めて懇談会の話を含めた形でご連絡を差し上げます。懇談会はあくまでも協議会のメンバー、その前段の勉強会は一般の方にも聞いていただくという形にしたいと思います。

それでは、第5回協議会を閉会したいと思います。ありがとうございました。